

清谿園訪問介護ステーションおかめ会 サービス利用料金表

◎介護保険（要介護）・介護予防（要支援）給付サービス

※自己負担額は、自治体発行による負担割合証に基づきます。

●訪問介護サービス費

【介護保険対象（要介護者）】 ※特定事業所加算（Ⅱ）が含まれた金額です。

（Ⅰ）身体介護中心型	給付単位数	1日当たりの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
①20分未満	184 単位	1,840 円	184 円	368 円	552 円
夜間・早朝の場合（+25%）	230 単位	2,300 円	230 円	460 円	690 円
深夜の場合（+50%）	276 単位	2,760 円	276 円	552 円	828 円
②20分以上30分未満	275 単位	2,750 円	275 円	550 円	825 円
夜間・早朝の場合（+25%）	344 単位	3,440 円	344 円	688 円	1,032 円
深夜の場合（+50%）	413 単位	4,130 円	413 円	826 円	1,239 円
③30分以上1時間未満	436 単位	4,360 円	436 円	872 円	1,308 円
夜間・早朝の場合（+25%）	545 単位	5,450 円	545 円	1,090 円	1,635 円
深夜の場合（+50%）	653 単位	6,530 円	653 円	1,306 円	1,959 円
④1時間以上1時間30分未満	637 単位	6,370 円	637 円	1,274 円	1,911 円
夜間・早朝の場合（+25%）	796 単位	7,960 円	796 円	1,592 円	2,388 円
深夜の場合（+50%）	956 単位	9,560 円	956 円	1,912 円	2,868 円

（Ⅱ）生活援助中心型	給付単位数	1日当たりの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
①20分以上45分未満	201 単位	2,010 円	201 円	402 円	603 円
夜間・早朝の場合（+25%）	259 単位	2,590 円	259 円	518 円	777 円
深夜の場合（+50%）	303 単位	3,030 円	303 円	606 円	909 円
②45分以上1時間未満	248 単位	2,480 円	248 円	496 円	744 円
夜間・早朝の場合（+25%）	309 単位	3,090 円	309 円	618 円	927 円
深夜の場合（+50%）	372 単位	3,720 円	372 円	744 円	1,116 円

夜 間	（18：00～22：00）
早 朝	（ 6：00～ 8：00）
深 夜	（22：00～ 6：00）

※ 2人派遣の場合・・・所定料金の100%増し

【介護予防対象（要支援者、事業対象者）】

●予防型訪問介護（従前相当）

※1月につき	給付単位数	1月当たりの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
週に1回程度ご利用	1,176 単位	11,760 円	1,176 円	2,352 円	3,528 円
週に2回程度ご利用	2,349 単位	23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円
週に2回程度ご利用を超える	3,727 単位	37,270 円	3,727 円	7,454 円	11,181 円

●生活支援型訪問介護（基準緩和型）

※1月につき	給付単位数	1月当たりの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
週に1回程度ご利用	929 単位	9,290 円	929 円	1,858 円	2,787 円
週に2回程度ご利用	1,858 単位	18,580 円	1,858 円	3,716 円	5,574 円
週に2回程度ご利用を超える	2,787 単位	27,870 円	2,787 円	5,574 円	8,361 円

●その他

【介護保険（要介護者）・介護予防対象（要支援者、事業対象者）】

※初回のみ	給付単位数	1月当たりの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
初回加算	200 単位	2,000 円	200 円	400 円	600 円

※当事業所を初めて利用される場合や過去2ヶ月間利用がなく再開した場合等に1回加算されます。

※生活支援型訪問介護（基準緩和型）のご利用者は対象外。

●介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

【介護保険（要介護者）・介護予防対象（要支援者、事業対象者）】

※1ヶ月あたりの総単位数に、**13.7%**を乗じて得た単位数（小数点以下四捨五入）が加算されます。

※生活支援型訪問介護（基準緩和型）のご利用者は対象外。

●介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

【介護保険（要介護者）・介護予防対象（要支援者、事業対象者）】

※1ヶ月あたりの総単位数に、**4.2%**を乗じて得た単位数（小数点以下四捨五入）が加算されます。

※生活支援型訪問介護（基準緩和型）のご利用者は対象外。

●特定事業所加算（Ⅱ） ※R3.11から適用

【介護保険（要介護者）】

※1回あたりの所定単位数に、**10%**を乗じて得た単位数（小数点以下四捨五入）が加算されています。

※厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出た場合。